

障がい者スポーツ活動支援助成金交付要綱

(通則)

第1条 障がい者スポーツ活動支援助成金（以下、「助成金」という。）の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この助成金は、県内において障がい者のスポーツ活動に取り組む団体（以下、「団体」という。）が行うスポーツ活動に対して助成し、もって本県でのスポーツ活動を通じた障がい者の社会参加促進や県民への障がい理解を深めることを目的とする。

(交付の対象等)

第3条 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会（以下、「県協会」とする。）は、別表に定める障がい者のスポーツ活動で、原則として島根県内で実践される活動に対しその経費を助成する。但し、次の各号に該当すると認められた事業を除く。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の個人又は団体のみの利益に寄与する事業
- (3) 会の親睦会や団体構成員のみを対象とした交流行事など
- (4) 政治活動又は宗教普及を目的とする活動及びそれらの活動と一体性を持つ事業
- (5) 団体の経常的活動経費と認められる事業

2 助成対象者は前項に定めた事業を実施する団体とし、次の各号に該当する団体であること。

- (1) 2人以上で構成され、島根県内に活動の拠点があること。
- (2) 団体の代表者等の氏名、住所、連絡先等を本会が確認できること。
- (3) 国及び地方公共団体（幼稚園、学校、公民館除く）でないこと。

(交付額)

第4条 この助成金の交付額は、1団体につき150千円を上限とする。

(交付対象事業の実施期間)

第5条 助成金の対象となる事業の実施期間は、交付決定の翌年度4月1日から3月31日までとする。

(助成金の申請)

第6条 実施主体がこの助成金の交付を受けようとするときは、様式1による助成金交付申請書を別に定める日までに、公益財団法人島根県障害者スポーツ協会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

(申請内容の審査)

第7条 理事長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し助成金交付の適否及び助成金の予定額を決定するにあたり、本事業「審査委員会」を開催し、これに諮問しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 理事長は、審査委員会の報告に基づき助成金の交付を決定する。

- 2 理事長は、助成金の交付を決定した事業（以下、「助成事業」という。）について、助成金交付決定通知書（様式2）により団体に通知するものとする。
- 3 理事長は、助成金の交付にあたり必要に応じて条件を付することができるものとする。

(交付の条件)

第9条 理事長は、この助成金の交付の決定をする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成金をこの要綱に定める交付の目的に反して使用しないこと。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管すること。

(助成金の支払い)

第10条 理事長は、必要と認めるときはこの助成金の概算払いをすることができる。

- 2 実施主体は、概算払いにより助成金の交付を受けようとするときは、様式3により請求書を理事長に提出するものとする。

(助成金の変更申請)

第11条 この助成金の交付決定後、次の各号のいずれかに該当する場合には、様式4による変更申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業に要する経費の変更（単価の変動等で対象経費項目毎に生じる20%以内又は1万円以内の軽微な増減を除く。）をするとき。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするとき。ただし、事業目的が大きく変わることがないこと。
- (3) 代表者の交代、又は団体名の変更をするとき。
- (4) 事業を中止し、又は廃止するとき。

(調査)

第12条 理事長は、必要があると認めるときは、助成事業の実施又は会計の状況等に関し、報告を求め調査を行うことができるものとする。

(財産処分の制限)

第13条 団体は、この助成金により10万円以上の備品を購入した場合、この備品が助成金の目的どおりに使用できなくなった場合には、財産処分承認申請書(様式6)により、処分の承認を受けなければならない。

(公表)

第14条 この助成金の交付を受けた事業は、交付決定後、次の各号に該当する事項について「公益財団法人島根県障害者スポーツ協会ホームページ」(以下「HP」とする。)により公表するものとする。

- (1) 助成を受けた事業名
- (2) 助成を受けた団体名及び所在地。但し所在地は市町村名までとする。
- (3) 助成決定金額

(交付決定の取り消し)

第15条 理事長は、団体が助成金を他の用途へ使用し、又は助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、助成金交付取消通知書(様式7)により、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第16条 団体は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取り消しをされた部分に対し既に助成金が交付されているときは、理事長が定めた期日までに、これを返還しなければならない。

(実績報告書)

第17条 助成金の実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 団体は、当該事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は交付決定の翌年度終了後1ヶ月を経過した日のいずれか早い期日まで助成事業実績報告書(様式8)を理事長に提出しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に関して必要な事項は理事長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年2月14日から施行する。

この要綱は、平成27年11月13日から施行する。

(別表1)

基準額	対象経費
1 団体あたり 150,000 円	スポーツ活動を通じた障がい者の社会参加促進や県民への障がい理解を深めることを目的として実施されるスポーツ活動に関する事業に要する経費で別表2に掲げる経費。

(別表2)

経費名	経費の内訳
(1) 講師謝金	外部から招聘した講師や指導者に支払う謝金
(2) 旅費交通費	交通費実費、宿泊費等
(3) 会議費	会議施設使用料、資料代、茶菓代、弁当代等
(4) 物品・資材購入費	事業実施に主要な役割を果たす物品・資材等の購入費用
(5) 会場使用料	会場使用料
(6) 傷害保険料	傷害保険料
(7) 通信運搬費	郵便送料、電話通信料等
(8) 消耗品費	事務用品、消耗品等
(9) 印刷製本費	印刷代、報告書等作成費